

宝塚市告示第222号

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の区域の指定について」の一部改正について

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の区域の指定について（平成20年宝塚市告示第100号）の一部を次のように改正する。

平成30年12月18日

宝塚市長 中 川 智 子

表別表第1号二の区域の項中「並びに老人福祉法第5条の3」を「、老人福祉法第5条の3」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。